

令和元年 ■月■日

是正報告書

■ 労働基準監督署長殿

会社名 有限会社 ■
所在地 ■
使用者職氏名 ■ (印)

令和元年 ■月■日、貴署 労働基準監督官 ■様より指導を受けた際、是正勧告書によって是正改善指示された事項について、下記の通り改善したので報告致します。

違反条項等	是正した 年月日	是正内容及び結果
労基法第 32 条	令和元年 ■月■日	時間外労働に関する協定届の限度時間内で労働するよう に改善いたしました。 別添：■月■日～■月■日までの出勤簿
労基法 37 条	令和元年 ■月■日	時間外労働又は深夜労働に対し、2割5分以上の率で計算 した割増賃金を支払っていないことについて、平成 ■年 ■月■日に遡及して不足額を ■月■日に支給しました。
労基法 37 条	令和元年 ■月■日	■手当、■手当を割増賃金の基礎となる賃金に算入し ていないことについて、■手当を割増賃金の基礎となる 賃金に含めて平成 ■年 ■月 ■日に遡及して不足額を ■ 月 ■日に支給しました。
労基法 89 条	令和元年 ■月■日	賃金の計算方法等を変更しているにもかかわらず、就業規 則を変更し労働基準監督署長に届出ていないことにつ いて、賃金計算方法、支給項目等の賃金規程を見直し労働基 準法監督署へ令和元年 ■月■日に届出を行いました。
労基法第 108 条	令和元年 ■月■日	勤務表及び賃金台帳に深夜時間帯の出勤時間を記載する よう改善しました。 別添：■月■日～■月■日までの出勤簿、賃金台帳
労基法第 109 条	令和元年 ■月■日	賃金その他労働関係に関する重要な書類（シフト表） を ■月分よりきちんと保管しています。

以上